

DV 防止法の課題と加害者への 働きかけのあり方

～ニューヨーク州の DV 施策を手掛かりに

松 村 歌 子

はじめに ～ DV 防止法の制定と課題

2001年に DV 防止法⁽¹⁾が制定されて以来、2004年、2007年、2013年の3度の改正を経て、DV（ドメスティック・バイオレンス）施策も大きく改善されてきた。内閣府は、「ドメスティック・バイオレンス」の用語について、明確な定義はないものの、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いこと、DV 防止法においては、被害者を女性に限定してはいないが、被害者の多くが女性であることから、女性の人権を著しく侵害する重大な問題であること、また、暴力の原因としては、夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がないといった社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的⁽²⁾問題も大きく関係している、と述べている。

(1) 正式名称：配偶者の暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・2001年法律第31号

(2) 内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力被害者支援情報～ドメスティック・バイオレンス（DV）とは」(http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/)

DV防止法が制定されたことにより、これまでのような、家の中で起きている私的な事柄に国家は口を出さない、という発想が多少なりとも是正され、被害を訴え出ることが可能になったし、声を上げさえすれば支援につながる仕組みが充実してきたと言える。また、DVという用語に対する社会の認知も上がり、被害者支援団体の草の根の活動や自治体との連携により、被害の防止と被害者支援に一定の成果を上げているといえる。しかし、保護の対象者の範囲が限定されている、保護命令の対象となるDVの定義が狭い、保護命令の種類・内容が不十分、緊急時の保護命令がない、DVが犯罪化されておらず、加害者の責任は保護命令違反のときに問える⁽³⁾に過ぎず、加害者への対応が不十分、加害者プログラムが公的に行われていない、被害者支援に関して自治体間格差が大きい、中長期の自立支援、心理的ケアが不十分といった課題が今なお残る。

特に、保護命令については、大きく分けて接近禁止命令（電話禁止命令を含む）と退去命令の二種類しかなく、その期間も接近禁止命令は6ヶ月、退去命令は2ヶ月である。以前は2週間であった期間が、法改正によって2ヶ月に延びたことは評価できるが、2ヶ月に延びたことで、かえって夫側の住居の所有権との兼ね合いから、裁判所が退去命令の発令を躊躇する状況にあり、結局、引越しのための期間としてしか活用されてい

e-vaw/dv/index.html

(3) 加害者と言う言葉には様々な解釈があるが、本稿では、「パートナーとの間に威圧的な支配のパターンを形作り、時折身体的暴力による威嚇、性的暴行あるいは身体的暴力につながる確実性の高い脅迫のうち、一つ以上の行為を行う者のことである。この支配と威圧のパターンは、主として、心理的、経済的、性的なものである場合も、身体的暴力が中心となる場合もある」（ランディ・バンクロフト著、幾島幸子訳『DVにさらされる子どもたち～加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』16頁（金剛出版、2004年）を採用する。

ないのが現状である。なぜ被害を受けた側が、これまで築き上げてきた人間関係や仕事を捨てて逃げなければならないのか、という問いには答えられていないままである。「暴力を振るわれるようなことをしたのではないか」「個人の問題だ」という発想が制度の根底にあり、暴力の結果に対して、被害者が責任を負わされているように思える。せめて安心して逃げられるように、という趣旨で保護命令制度が導入されたのに、不十分な点が多く残念である。

また、DVセンター機能を担う施設の一つとして位置づけられている婦人相談所における女性に対する暴力の相談件数は右肩上がりではあるものの、一時保護件数は減少傾向にある⁽⁴⁾。一時保護にあたっては、被害者の安全を最優先するあまりに、「できるだけ遠くに逃げる」「二度と戻って来られない」「外出禁止」「施設内での携帯電話やスマートフォンの使用は禁止」など、加害者と離れ、仕事や学校を辞め、慣れ親しんだ地域から逃げる覚悟ができた人だけが支援を受けられるといった状況になっているからだ

(4) 婦人相談所は、売春防止法に基づき、各都道府県1箇所(徳島県のみ3箇所)で49箇所、DVセンターは婦人相談所も含め全国で283箇所(うち市町村が設置主体は110箇所)設置されている(2019年1月17日現在)。一時保護所は、婦人相談所に併設され、全国47箇所に設置されている。婦人相談員は、婦人相談所や福祉事務所に全国1,467人配置されている(2017年4月現在)。婦人相談所及び婦人相談員が受け付けた来所相談のうち、一時保護された女性の件数は、2008年6,613人、2009年6,625人、2010年6,357人、2011年6,059人、2012年6,189人、2013年6,125人、2014年5,808人、2015年5,117人、2016年4,624人と、減少傾向にある(厚生労働省「婦人保護事業の現状について」より)。同様に、保護命令の発令件数(認容件数)も、2014年2,528件をピークに、2015年2,400件、2016年2,082件、2017年1,826件と減少傾向にある(最高裁判所の司法統計より)。なお、DVセンターへの相談件数は、2017年で106,110件、警察への相談件数は2017年で72,455件と年々増加している(内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力に関するデータ」より)。

か、一時保護所での生活ルールが厳格で、複合的な問題を抱えている人、ペットを連れてくる人、集団生活を送れない人、入所中のトラブルを招きそうな人は入所できないからだ、とも言われており、60年以上も前に制定された⁽⁵⁾売春防止法を法的根拠とする婦人保護行政の矛盾が浮き彫りになった形になっている。社会のDVに対する無理解や、一時保護所入所のハードルが高すぎるがゆえに、相談や支援を受けることをあきらめ、どこにも相談できず、支援を受けられない人々の被害は潜在化し、被害を受けたのは個人の問題として、社会から放置された状態になっている。DVやストーカーだけでなく、性的虐待、性暴力など、被害者の低年齢化は顕在化し、子どもや若年女性への回復支援は喫緊の課題となっているが、その支援の制度は、ハード面は整備されつつあるものの、ソフト面での支援が不十分と言う脆弱なものにとどまっている。

そもそも、DV防止法は、「配偶者の暴力の防止」と「被害者の保護」を中心とする法であり、被害者が加害者の元から離れることを前提とした施策が中心となっているが、暴力を受けていても逃げないという選択をする当事者ももちろんいる。社会における女性の地位、経済的自立の問題が根底にあり、逃げた後どうやって生きていくのか、という課題が残るからである。自立支援のサービスは全国どこでも同様のサービスを受けられるべきであるが、自治体によって取組みに温度差があり、支援内容に格差が

(5) 売春防止法(昭和31年5月24日法律第118号)は、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによって、売春の防止を図ることを目的(1条)として制定されたものであり、配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)の機能を果たす施設の一つである婦人相談所の設置(34条)、DV相談に応じ、必要な指導を行なう婦人相談人の委嘱(35条)、保護と更生のために婦人保護施設の設置(36条)は売春防止法が根拠となっている。

あるのが現状である。加害者への対応についても、DV防止法には、加害者更生に関する調査・研究に努めるものとする規定されるのみ（25条）で、加害者の処罰については、刑法の適用・運用により行われることとされたため、多くの加害者は、自身の暴力に対して何らの責任を問われることなく、社会生活を送り続けることが可能となってしまっている現状がある。

被害者支援や保護命令制度の実効性を担保するためには、現状の被害者支援をさらに充実させることはもちろん、加害者に対して適切な働きかけをすることが重要となる。DV、ストーカーの問題だけでなく、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント等のハラスメント、性犯罪、高齢者虐待、体罰の問題、自動車のあおり運転の問題など、暴力加害や暴力的言動が問題視されることは、世の中に多く存在する。暴力を肯定する人生を歩んできた人は、他者とのコミュニケーションツールとして暴力以外の方法を持たないことも多い。考え方や価値観、人間関係が、暴力を肯定するものになっていた人に対して、暴力以外の問題解決手法があること、選択肢を提示していく働きかけが必要になる。そこで本稿では、被害者支援につながる加害者への働きかけのあり方について検討する。また、アメリカ、特にニューヨーク州のDV施策や司法制度を参考に、今後の日本のDV施策への示唆とする。

1. 加害者の処遇のあり方

(1) DVと児童虐待の関連及びこれまでの加害者への処遇のあり方

DVと児童虐待の関連について、DVの目撃が児童虐待に当たると児童虐待防止法に規定されたものの、まだなお別問題と捉えられていることが多い。DV被害者の支援者からすると、子どもと母親は、家庭の中で夫（父親）から暴力を受けていると言う点で同じ被害者であるが、子どもの

側の支援者からすると、母親は虐待の加害者側の位置づけになってしまう。夫から妻への暴力については、警察やDVセンターに被害相談していたとしても、逃げる覚悟ができていないのならば保護できない、個人の問題であるとして、被害の存在をなかったことにするケースが良く見られるが、児童虐待により、児童の死亡等重大な結果が生じると、親の責任のみならず、行政の責任、すなわち、学校や教育委員会、児童相談所などの責任が問われ出す。さらに、母親に対しては、夫からの暴力には耐え忍び、もしくは自分で何とか対処し、子どもにも暴力が振るわれそうになったら、母親であれば、自分の身の安全よりも子どもを守るべき、という価値観が見え隠れする。2019年1月の千葉県野田市での児童虐待死事件により、児童虐待とDVの問題がリンクして語られるようになってきたことは、一つの進展かもしれないが、父親は児童に対する複数の傷害容疑で逮捕され、母親も子どもへの暴行を止めず共謀したとして、傷害容疑で逮捕されることとなった⁽⁶⁾。このような事件を耳にするたびに、子どもが一番の被害者であることは間違いないものの、DV被害者である母親に支援の手は差し伸べられなかったのだろうか和胸が痛む。児童虐待やDVの加害者である父親に何らかの働きかけはできなかったのだろうか。せめて裁判でDVの構造について適切に理解され、支援の手が差し伸べられることを祈るしかないのが、日本の現状である。

その他、ニュースでは、スポーツ選手や芸能人が賭博を行ったこと、麻薬や覚せい剤を使用したことを理由に、大きく取り上げられることが多い。そのニュースの大半は、逮捕される様子の報道や、公判の場で更生を誓う姿の様子であったり、記者会見場で涙を流して「二度としない」と反省する姿であったりする。最近ではやっと取り上げられるようになってきたも

(6) 時事ドットコム・特集「千葉・野田市の小4女児が死亡」(2019年1月25日～2月15日)(<https://www.jiji.com/jc/v7?id=201902nodashi>)

の、ギャンブルの依存や薬物の依存という問題に対して、どのようにして依存症状から離脱するのか、どのようなプログラムを受講して社会復帰に向かうのか、といったことは余り注目されない。問題を起こした当事者は、社会的に制裁、すなわちその社会（芸能界やスポーツ界）から追放する、刑事施設で厳罰を受けさせるといった応報的アプローチか、自分自身もしくは家族で一丸となって、依存症状から何とか乗り越えるという自己責任アプローチしかされてこなかったのがほとんどである。依存に至った原因を分析し、その問題が社会構造にあるのなら問題提起するといったことや、当事者が抱える問題解決に向けた回復支援アプローチはほぼ見られてこなかった。

(2) 問題解決型司法の取組み

ところが、最近では、このような応報的アプローチや自己責任アプローチでは再犯の防止が難しいということが認識されるようになり、薬物依存者に対するダルクの取組みなど、介入的で支援的なアプローチが注目されるようになってきた。このような取組みは、1980年代のアメリカにおいて、例えばドラッグ・コートと呼ばれる専門法廷などの問題解決型司法（problem solving court）の取組みに起因している。つまり、薬物依存者に対しては、刑罰による威嚇のみでは再犯防止効果が薄く、薬物離脱を促す治療や環境整備を行う必要があるとしたのである。このような刑事司法制度は、治療的司法（therapeutic justice）と呼ばれ、「刑事司法制度について犯罪を犯した人に対して『刑罰を与えるプロセス』と見るのではなく、犯罪を犯した人が抱える『問題の解決を導き、結果的に再犯防止のプロセス』と捉えようという考え方⁽⁷⁾」を指すという。犯罪を犯した人の中には、

(7) 指宿信「日本でも動き出した『治療的司法』～司法過程で問題解決図り、新時代の再犯防止と更生支援を目指す」（朝日新聞 webronza, 2017年

その生活の中で何らかの原因や問題、例えば物質依存や関係依存などの依存症や失業、貧困、虐待などの問題を抱えている場合が少なくないため、そうした原因や問題を根本的に解決することができなければ、犯罪を繰り返すことにつながってしまう。そのため、このような問題解決型司法では、訴訟当事者や被害者の抱える根本的な問題に注目し、それらの問題に取り組むための専門的な裁判所であり、プログラムの受講命令や保護観察の活用などの徹底的な司法による監視、外部サービスとの連携・調整、個別具体的な事案や当事者のニーズに応じた適切な対応、裁判所間の調整、関係者とのコミュニケーションの強化のほか、訴訟当事者と被害者の両方への支援を組み合わせるなどにより、刑事訴訟なしに問題解決に至っているという。例えば、ニューヨーク州では、問題解決型司法として、薬物依存症者を対象とするドラッグ・コート (Drug Treatment Court) や、精神疾患のある人を対象とするメンタルヘルスコート (Mental Health Courts)、DV加害者を対象とするDVコート (Domestic Violence Court)、性犯罪者を対象とする性犯罪裁判所 (Sex Offense Courts)、少年裁判所 (Adolescent Diversion Parts)、軽罪を犯した者に対して地域社会奉仕を命じるコミュニティ裁判所 (Community Courts)、人身売買の問題に介入する人身売買裁判所 (Human Trafficking Court)、退役軍人を対象とする退役軍人裁判所 (Veterans Courts) の8つを導入している。⁽⁸⁾

(3) 日本における再犯防止に向けた取り組みとDV

日本でも、再犯者率が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構

6月20日) (<https://webronza.asahi.com/national/articles/2017061600003.html>)

(8) New York State Unified Court System, “Problem-Solving Courts Overview”. (https://www.nycourts.gov/COURTS/problem_solving/index.shtml)

(9) 平成29年版犯罪白書第5編第2章「再犯・再非行の概況」によると、

築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていることから、2016年に再犯防止等推進法（平成28年法律第104号）が制定された。3条では、犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援すること、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにすること、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら

再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者）の人員及び再犯者率（検挙人員に占める再犯者の人員の比率）は、1976年123,007人（34.2%）、1986年127,872人（32.0%）、1996年81,776人（27.7%）、2006年149,164人（38.8%）、2016年110,306人（48.7%）となっている。現在、刑務所に入所する新受刑者の半数に、以前の受刑経験がある。指宿信「日本でも動き出した『治療的司法』～司法過程で問題解決図り、新時代の再犯防止と更生支援を目指す」（朝日新聞 webronza, 2017年6月20日）によると、「再入率が高いのは、刑罰が再犯防止に向けて有効に機能していない」からであり、「犯罪に至る原因の解決を見いだせない限り、ある種の犯罪者は犯罪（再犯）から受刑（再入）へのサイクルから抜け出せず、刑務所を出たり入ったりする。犯罪に至る原因には様々なものがあり、福祉や医療の不足や欠如、精神的な問題、依存や嗜癖など多様である。これらの解決を図らない限り結局は再犯・再入を繰り返すことになる。こうした事態を打開するため、刑罰を回避して問題を解決するための施策の必要は徐々にわが国でも理解され始めている。検察庁では、数年前から福祉と連携してホームレス等による軽微な犯罪の場合に不起訴にして福祉施設に繋ぐ「入り口支援」を進めているし、出所者を刑務所から直ちに社会に送り出すのではなく、知的障害者など問題を抱える受刑者の受け皿として福祉と連携する「出口支援」も始められている。2016年には裁判所でも刑の一部執行猶予制度が始まり、薬物依存症者などについて刑の一部を猶予して離脱プログラムに従事させるという処遇が可能になった。」

社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であることが基本理念として挙げられている。

同法に基づき、2017年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」では、重点課題として、①就労・住居の確保等、②保健医療・福祉サービスの利用の促進等、③学校等と連携した修学支援の実施等、④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等、⑤民間協力者の活動の促進等、⑥広報・啓発活動の推進等、⑦地方公共団体との連携強化等、⑧関係機関の人的・物的体制の整備等の7つの課題が整理されている。しかし、この重点課題の④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等として、性犯罪者・性非行少年に対する指導、ストーカー加害者に対する指導についての言及はあるものの、DV加害者についての言及はなかった。

この点については、ストーカーとDVの構造を理解していないからこうなったのではないかと、また、DVを「犯罪」とみなしていないから、わざわざ除外しているのだと言う批判もあり得るだろうが、所管省庁の組織力・予算の問題も大きいのではないかと。つまり、ストーカー対策については、警察庁の組織力をもってすれば、全国各地の警察官が研修を受講することで加害者対応スキルを向上させ、医療機関等のカウンセリング受診に向けて、加害者に個別に働きかけることは可能であろう。また、第三者からのストーカー行為は犯罪であることが明確であり、警察による対処もしやすい。それに対して、DV関連の施策は内閣府の男女共同参画局が中心的に対策を講じることになるだろうが、現実的に内閣府が調査研究を主導的に行ったり、具体的な施策を実施したりすることは人的・予算的に難しい。結局、DV施策の実施は自治体任せになってしまうが、自治体によって、暴力の問題を優先施策として捉えているか否か、柔軟に制度を運用し、積極的に被害者を支援するか否かには格差が大きい。さらに、DV施策においては、一時保護や被害者の安全確保のためには、警察庁や福祉（自治体）、司法

406(406) 法と政治 70巻1号 (2019年5月)

(裁判所)、中長期の自立支援のためには、子どもの学校、就労支援、社会保険、住宅の確保などで、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、総務省など、複数の行政が関与する。DV 施策では、議員立法による法案成立という成立過程も関係していることや予算の関係、「福祉」による支援が中心となるからか、なぜか「他法他施策優先」の仕組みが採用されており、別のカテゴリーに該当する場合、例えば、高齢の DV 被害者や障害を持った DV 被害者だと、高齢者福祉、障害者福祉に回されることになり、そこからきちんとした DV 被害者支援が受けられるとは限らない。最終的にどこが責任を持って担当するか明確になっていないため、面倒ごとは他の部署にたらい回しにする心理がどうしても発生するのだろう。

DV の問題について、いまなお私的な問題に矮小化し、社会の問題と捉えず、DV の危険性を過小評価している。再犯防止等推進法は、従来の矯正・保護でうまくいかなかった部分に、福祉を「接ぎ木」する対症療法的発想であり、医療や教育、福祉を十分にいきわたらせ、暴力のない社会を目指すという発想がない。そういう発想があれば、ストーカー行為者が対象に含まれているのであるから、DV 加害者も対象に含まれているはずである。そもそも再犯防止等推進法はあくまでも「犯罪」が再び行われることを防止するものであり、犯罪化されていない DV はその対象外となっているが、DV の加害者を、刑法で処罰するのは、日本の刑事司法実務では、よほどの重大な暴力を振るったケースに限られるだろう。多くの場合、暴力は複数回、長期にわたって継続して振るわれるし、身体的・精神的・性的・経済的暴力など複合的に振るわれるし、その頻度や程度はエスカレートすることが多い。個々の具体的な行為を切り取って、個々に刑法上の犯罪に当てはめて、処罰するのではなく、被害者に長期的に及ぼす影響を踏まえて、全体の行為として暴力を捉えなおす必要があるだろう。そして、DV 加害者への働きかけ、更生についても、社会全体の問題と捉え、暴力

のない社会を目指すために、地域社会一丸となって、他機関・多職種連携のネットワークを構築していくことが必要であり、日本でも問題解決型司法、特に、DV コートの導入を検討する時期に来ている。

(4) 加害者臨床の取組み

加害者臨床についての注目度もここ数年で上がってきており、加害者への働きかけの必要性が周知されてきている⁽¹¹⁾。DV、虐待、虐待、性犯罪の男性加害者を対象にした脱暴力へのリハビリテーション（更生）に長年関

(10) このようにDVの行為を一連の暴力行為として捉え直すことを、神奈川大学法学部の井上匡子教授は「概念的再犯／再加害」「概念的累犯」と定義することを提案している。DVは、繰り返す人権侵害であり、しかも繰り返すことにより、行為がエスカレートし、初期の段階での介入が難しいことを踏まえれば、一度、制度の理念である正義概念まで立ち戻って議論を整理し、治療的正義(therapeutic justice)と問題解決型司法の試みを用いる必要があると述べている(司法福祉学会2018年全国大会第6分科会報告より)。

(11) DV加害者プログラムに関する著述として、例えば、山口のり子『デートDV防止プログラム実施者向けワークブック～相手を尊重する関係をつくるために』(梨の木舎, 2003年), 山口のり子『DVあなた自身を抱きしめて～アメリカの被害者・加害者プログラム』(2005年), RRP研究会『被害者支援の一環としてのDV加害者更正プログラム～RRPプログラムワークショップからの報告』(2011年), 中村正『『加害者治療』の観点から暴力加害者への臨床論のために』『法と心理』11巻1号, 14-20頁(2011年), モー・イー・リーら著, 玉真慎子, 住谷祐子訳『DV加害者が変わる』(金剛出版, 2012年), アラン・ジェンキンス著, 信田さよ子・高野嘉之訳『加害者臨床の可能性～DV・虐待・性暴力被害者に責任をとるために』(日本評論社, 2014年), 伊田広行『デートDV・ストーカー対策のネクストステージ～被害者支援／加害者対応のコツとポイント』(解放出版社, 2015年), 信田さよ子『加害者は変わるか?～DVと虐待をみつめながら』(筑摩書房, 2015年), 山口のり子『愛を言い訳にする人たち～DV加害男性700人の告白』(梨の木舎, 2016年)など。

わってきた立命館大学の中村正教授は、自身のこれまでの活動を「広い意味での治療的司法の一環として位置づけている実践」として捉えた上で、加害者には「暴力や虐待をとおして満たされている欲求があり、それが習慣化し、長期間、反復されているので、行動的心理的な変容を促すことを主眼にした加害者臨床が必須となる。とくに、対人暴力を伴うので、規範と動機の形成が重要となる。彼らの特性からすると司法的な強制力は不可欠であるが、しかし、効果的な問題行動の修正のためには心理的なアプローチが接合されるべき」であるとしている⁽¹²⁾。中村教授は、大阪市で1991年からメンズリブ研究会を発足し、いわゆる「男あるある」を話していったところ、暴力を振るった男性は、「暴力を振るった」という事実は認めるが、「加害」を認めない傾向にあるということが分かったという。むしろ暴力を振るうことが誇らしい、強くなるためには暴力が必要だと言う発想が肯定される文化に生きてきた男性にとって、単に暴力を振るうことが悪いと伝えても、「暴力を振るったのは相手をしつけるため」「相手が悪いから、理解させるために暴力を振るった」という言い訳につながる。そういう意味で従来型の「フェミニズムアプローチ」による教育的なプログラムでは不十分であり、「セラピューティック（治療的）なアプローチ」、すなわち、ナラティブ・セラピー⁽¹³⁾の手法が重要であり、「責任（responsibility）」の問題に落とし込んでいく作業が必要となるという。つまり、DV 加害者の「語り」に焦点を当て、セラピストとの対話の中で、「主体の変容」を

(12) 中村正 『「加害者治療」の観点から：暴力加害者の臨床論のために』『法と心理』11巻1号14-20頁（2011年）

(13) オーストラリアのアラン・ジェンキンスは、ナラティブ・セラピーを加害者臨床に用いた第一人者と言われている。加害者の変化を促す画期的な手法を理論化し、実践している。詳しくはアラン・ジェンキンス著／信田さよ子・高野嘉之訳『加害者臨床の可能性～DV・虐待・性暴力被害者に責任を取るために』（2014年、日本評論社）。

促すセラピーの手法であり、このアプローチでは、DV加害者は「倫理的目覚め」を経て、暴力の自己正当化を辞めるようになるという。「倫理的目覚め」、つまり、自己の責任に応答するということを意味している。そして、加害者プログラムの実施にあたっては、「何らかの強制力による「介入」を契機として「分離」が開始されることが必須となるが、脱暴力や再犯防止という課題に向かう更生支援として司法的には構成されるので、その動機形成、行動と意識の変容そして持続的参加等には難易度の高い独自の課題がある⁽¹⁵⁾」としている。つまり、多くの加害者は、妻への暴力を契機として、逮捕・起訴されたことやプログラムに参加させられることに対して不服のあることが多く、被害者に対する非難や制度への批判を持ち、「自分こそが被害者である」という意識さえ持っていることがある。そのような場合、プログラムに参加する動機、継続する動機をいかに持たせるかが、課題となる。⁽¹⁶⁾任意での参加の場合、継続して参加するにはかなり強

(14) 小松原織香「DV加害者臨床における『倫理的主体』の検討～アラン・ジェンキンスの修復的アプローチを手掛かりに」『現代生命哲学研究』第6号20-35頁（2017年3月）(<http://www.philosophyoflife.org/jp/seimei201702.pdf>)

(15) 中村正「『加害者治療』の観点から：暴力加害者の臨床論のために」『法と心理』11巻1号15頁（2011年）

(16) 中村教授の加害者臨床はカナダのプログラムを参考にしたものであるが、カナダのアルバータ州の場合、DV事案において、警察官は相当事由があれば義務的に逮捕しなければならず、検察官は、起訴するか否かを判断して、有罪を勝ち取るだけの証拠が十分でない場合、Peace Bondを提案する場合もある。Peace Bondとは、カナダ刑法に基づいて出される保護命令の一種であり、加害者がプログラムを受講し、無事に修了すれば、起訴猶予するという制度である。一種の司法取引のようなものであり、起訴猶予されれば前科もつかないので、選択する者も多い。カナダでは、刑事手続の全体を通して、保護観察官の関与があり、加害者の観察と評価、公共と被害者の接触の安全性を担保し、裁判所命令が守られているか監視

い動機付けが必要となろう。刑事的制裁のダイバージョン（代替措置）としてのプログラム受講が契機であったとしても、プログラム実施者との間に信頼関係（ラポール）を構築しなければ、プログラムの継続参加や本人の行動変容にはつながらない。

また、加害者臨床は、「背後にある暴力や虐待を肯定する文化やジェンダー秩序（特に男性性と攻撃の相関が暴力肯定性を帯びる点）の作用」を無視できない、つまり、加害者の属する社会全体が暴力を肯定する文化である場合、社会全体の暴力性が高まり、暴力を正当化する時代の意識を反映するため、修復、回復、和解といったプログラムの実施は困難になるとい⁽¹⁷⁾う。

2. NY州におけるDVの現状とDV対策

DV事案においては、被害者の安全確保や被害の防止、さらには加害者への働きかけのために、警察の役割は非常に重要なものとなる。そこで、警察はDV事案に対してどう対応するべきなのか、加害者への対応はどうあるべきなのか、アメリカ、特に、ニューヨーク州（以下、NY州という）

し、加害者にとって必要な支援を提供している。保護観察官は、法の執行権限を持つ公務員であり、予告なしに、加害者の住居や職場に訪問することができるほか、保護観察所で加害者との定期的な面接を行う。加害者が保護されている家族に近づこうとした場合には、電子モニターで警察と被害者に通報され記録されるシステムを採用している州もある。保護観察の遵守事項違反及び保護命令違反は必ず逮捕され、関係者に報告され、刑務所に拘置されるか、より制約の多い形で保護観察期間を延長される。保護観察の条件を守っている加害者には、保護観察期間の短縮が認められる。詳細は、拙著「DV被害者支援につながる加害者への働きかけをどう行うか」『亜細亜女性法学』第20号61-82頁（2017年）を参照のこと。

(17) 中村正『『加害者治療』の観点から：暴力加害者の臨床論のために』『法と心理』11巻1号16頁（2011年）

における DV 施策を手掛かりに検討する。

(1) NY 州における DV 関連の施策

アメリカでは、DV ではなく、親密なパートナーからの暴力 (IPV: Intimate Partner Violence) と表現することも多いが、ここでは原則として、DV と言う表現を用いることとする。NY 州では、DV 防止局 (New York State Office for the prevention of domestic violence) が設立されており、DV 防止局は、州政府が DV 問題に対処するために最も効果的な方法について助言し、学校を基盤とした予防プログラムの開発と推進、DV 防止に必要な法令の立案、警察機関による対応、調査・逮捕の方針、DV に関する苦情処理や情報提供、保護命令に関する刑事司法機関による対応についても含めた DV 防止基本計画の立案、DV による死亡事故調査チームの設置とその調査権限などを有している⁽¹⁸⁾。NY 州では、毎年数百の法案が署名されており、DV に関する法律が DV 防止局のホームページに集約されている。2018 年だけでも、DV と銃器に関する法、職場でのセクシュアル・ハラスメント、性暴力被害者の権利章典、犯罪被害者補償 (対象書類に関して)、性的人身売買被害者のサービス、子どもの性的人身売買、宿泊施設の密売情報、犯罪被害者補償 (犯罪現場のクリーンアップ、避難所のコストについて) などが可決されている⁽¹⁹⁾。

NY 市では、2002 年から 2013 年にかけて、マイケル・ブルームバーグ市長 (当時) の強力なイニシアティブにより、軽微な犯罪を積極的に取り締まることで重大な犯罪を減らす方策をとった。地下鉄の落書きを消すこと

(18) New York Consolidated Laws, Executive Law-EXC・575. “state office for the prevention of domestic violence”.

(19) OPDV, “Legislative Summaries by year-2018”. (https://opdv.ny.gov/law/summ_year/sum18.html)

から始め、24時間運行している地下鉄を安全に乗られるようにしたほか、警察官を大量投入し、不審人物への職務質問及び所持品検査を頻繁に行うなどの措置をとった。職務質問をされる対象者がヒスパニック系や黒人系が87%を占めていたことで、人種差別ではないかという批判はあったものの、NY市の殺人事件の発生件数は、1990年2,245件から2012年418件、2018年には289件へと大幅に減少し、著しい効果を上げた⁽²⁰⁾。親密なパートナー間の殺人件数は、NY市で2012年40件（NY州全体だと74件）から、2017年26件（NY州全体だと59件）まで減少している。親密なパートナーから殺害された被害者は、16歳以上の殺害された女性全体のうちの41.2%、16歳以上の殺害された男性全体のうちの4%であった。警察官による職務質問及び所持品検査は、殺人事件件数の減少に寄与しているといえ、銃器を用いた殺害は58件のうち15件、ナイフ等の刃物を用いた殺害は58件のうち24件であった⁽²¹⁾。

NY州では、たとえば NYSCADV (New York State Coalition Against Domestic Violence) がNY州全土にわたって、様々な人種への支援や同性カップルへの支援なども含め、被害者支援、トレーニング、アドヴォカシーサービスなどを提供するほか、州内の社会資源の紹介などを行っている。NY州では、州や市などの公的な団体が、建物などのハード面（たとえば、

(20) CNN ニュース2012. 12. 30 「NY市の殺人件数、過去最少記録の見通し」
(<http://www.cnn.co.jp/usa/35026415.html>), “National Data on Intimate Partner
(New York State)”

(www.opdv.state.ny.us/statistics/nationaldvdata/nationaldvdata.pdf), “Domestic Violence- Finding Safety & Support (Jan. 2014)” (NYS OPDV). 殺人事件の発生件数は、2018年に289件となり、1950年代初頭以来最も少ない件数を記録している。(https://www.dailysunny.com/2019/01/04/nynews0104-2/)

(21) New York State Domestic Violence Dashboard 2017, “Intimate Partner Homicide”. (<https://opdv.ny.gov/statistics/nydata/2017/2017-dv-dashboard.pdf>)

(22) Family Justice Center) を作り、そこに複数の民間支援団体が参入し、プログラムや支援の実施などソフト面を担うといった、行政機関によるコーディネートが多く実施されている。NY州のFJCは、行政機関主導型で、一箇所ですべての支援が提供されることで、被害者はそれぞれの希望やニーズに沿った形で、安心して支援を受けることができる。保護命令の発令にあたっては、アドヴォケーターが丁寧に申請書の書き方を支援してくれるし、警察官や検察官との面談を経て、傷害の証明をもらうこともできる。裁判手続が進行しても、ビデオリンク方式で証言することもできる。一箇所での支援を提供することは、刑事手続を進めるにあたり、被害者から協力や証言を得やすだけでなく、親密な関係による殺人件数の減少に寄与するなどの効果がある。NY州に限らず、アメリカでは、DVの問題を個人の問題ではなく、社会の問題として捉え、被害者への支援を手厚く行い、加害者に責任を取らせる司法制度を採用している。被害者の一時保護を行うシェルターについても、セキュリティを厳重にした上で、住所を公開しているところも出てきている。

(2) DVの定義

DVの定義については、社会的孤立 (Isolation)、経済的暴力 (Economic abuse)、言葉による感情的な精神的な暴力 (Verbal, emotional, psychological abuse)、脅迫 (Intimidation)、強要と脅し (Coercion and threats)、身体的暴力 (Physical abuse)、性的暴力 (Sexual abuse)、子どもを使った暴

(22) FJCはDV支援に携わる民間団体・公的団体が協働して支援にあたるワンストップのセンターである。全米に87箇所、NY州にはBronx, Kew Gardens, Manhattan, Brooklyn, Staten Island, Westchester郡 (White Plains), Erie County (Buffalo) の7箇所が設置されている。

(<https://www.familyjusticecenter.org/affiliated-centers/family-justice-centers/>)

力 (Using children), 暴力の矮小化・否定・非難 (Minimizing, denying, blaming) など, パートナーをコントロールしようとして用いる様々な方法⁽²³⁾であるとし, 暴力は身体的な暴力ばかりではないとしている。また, DV の兆候 (サイン) として, (1) 過度に保護的に振る舞う, 非常に嫉妬する, (2) あなた, 子ども, ペット, 家族, 友人を傷つける恐れがある, (3) 電話, メール等の頻度が過度に多い, (4) 銀行口座, クレジットカード, 車などを使わせないなど, 経済的に管理する, (5) 家族や友達に会えないようにする, (6) 突然腹を立てたり, 気分を害したりする, (7) あなたの財産を破壊する, 物を投げる, (8) あなたの着る服を指示する, (9) 服薬させない, 病院に行かせない, (10) 個人的な病状や病歴を明かすよう強いる, (11) あなたの属する宗教コミュニティにおいて, 嫌がらせ目的であなたの地位を利用する, (12) あなたのメンタルヘルスを疑わせるような行動に参加する, (13) あなたの市民権の有無を暴露する, 国外追放させると脅す, (14) あなたや子どもをコントロールするために, 脅迫や操作をする, (15) 殴る, 平手打ちする, 蹴る, 突き出す, 窒息させる (首絞め行為を指す), 嘔む, (16) 入国書類の記入に協力しない, (17) いつ, 誰とどこへ行くかをコントロールする, (18) 望まない性行為を強要する, (19) 性同一性や性的指向に関する表現をコントロールする, (20) レズビアン, ゲイ, バイセクシュアル, トランスジェンダー, またはクィアであることを, 暴露すると脅す, (21) 他者の前で侮蔑する, 恥をかかせる, (22) あなたが出て行こうとするのを防ぐために, 軍事的地位を悪用する, (23) あなたの学業や仕事の作業を妨げる, が挙げられており, 1つでも該当すると, DV の可能性があると指摘⁽²⁴⁾している。

(23) OPDV, “What is Domestic Violence?” (<https://www.opdv.ny.gov/help/fss/part4.html>)

(24) NYSCADV, “About Domestic Violence”. (<https://www.nyscadv.org/find->

(3) DVによる被害と経済的コスト

NY州では、4人に1人の女性が一生のうちDVを経験している。2016年度に比べて25%減であるものの、州地方裁判所が232,803件の保護命令を発令するなど、DV発生・相談件数は多い⁽²⁵⁾。

アメリカ疾病予防管理センター（CDC）によると、IPVによるコストは、被害者1人当たりの一生に係る費用は、女性で103,767ドル、男性で23,414ドルであり、一生のうちでIPVの被害に遭う女性は約3200万人、男性は1200万人、アメリカの人口に対する生涯の経済的コストは3.6兆ドルだとい⁽²⁶⁾う。この3.6兆ドルの経済的コストの見積もりは、医療費2.1兆ドル（59%）、被害者と加害者の生産性の減少が1.3兆ドル（37%）、刑事司法にかかる費用が730億ドル（2%）、被害者の財産の損失や損害などその他の費用が620億ドル（2%）だとい⁽²⁶⁾う。

刑事司法にかかる費用には、たとえば、DV事案の通報により警察が何回も臨場する費用（1回で終わることの方が少ない）、加害者を逮捕、起訴、刑務所に収監する費用、保護観察に係る費用、加害者プログラムにかかる費用、被害者の医療費、女性をシェルターに保護する費用、子どもをセンターに預かる費用、里子の費用（フォスターケア）、被害者が死亡した場合は検視にかかる費用などがある。医療費は、たとえば、生殖に関するものとして、婦人科疾患、性感染症、出生前治療の遅れ、早産、低出生体重児や周産期死亡などの妊娠困難、意図しない妊娠などがあるほか、メ

[help/about-domestic-violence.html](https://www.opdv.ny.gov/help/about-domestic-violence.html)

(25) New York States Domestic Violence Dashboard 2017. (<https://www.opdv.ny.gov/statistics/nydata/2017/2017-dv-dashboard.pdf>)

(26) CDCによる調査では、2012年段階ではIPVの経済的コストは8.3億ドルとの報告もなされていたので、数年で4300倍以上コストが増えたことになる。(<https://www.cdc.gov/violenceprevention/intimatepartnerviolence/consequences.html>)

ンタルヘルスに与える影響も大きく、不安、うつ病、PTSD 症状、自殺企図、反社会的行動、睡眠障害、親密さへの恐怖、感情的な切り離し、フラッシュバックなどがある。また IPV の被害者は、社会的サービスにアクセスしづらくなる（電車に乗れない、人混みが怖い、特定の場所に行けないなど）、ソーシャルネットワークからの隔離、ホームレスになる確率が高くなるなどの影響もあるし、健康上のリスクとして、薬物乱用、アルコール依存などの行動を示す可能性が高く、暴力が深刻になればなるほど、高リスクの性行動に従事する（早い性的開始、不健康な性的パートナーの選択、複数のセックスパートナーを持つ、コンドームを使用しない、食べ物・お金のためのセックス）、有害物質の使用（タバコ、アルコール、飲酒と運転、違法薬物の使用）、不健康な食事関連の行動（断食、嘔吐、ダイエット薬の乱用、過食）を取るようになるという⁽²⁷⁾。それに加えて、職場に加害者が乗り込んでいって銃を乱射した事案もあり、企業としても従業員を守るためにセキュリティを強化する必要がある。また、DV の影響で精神的な症状が出た従業員のメンタルヘルスケアにかかる費用、職場の欠勤が増える、労働生産性の低下などもあり、間接的な影響で毎年 5 億ドルかかるとの試算もある。

CDC によると、成人女性の 5 人に 1 人、成人男性の 7 人に約 1 人が、一生のうちに親密なパートナーによる激しい身体的暴力を経験し、殺人被害者の 6 人に 1 人が親密なパートナーによって殺害されている⁽²⁸⁾。NY 州に

(27) CDC, “Intimate Partner Violence: Consequences” (<http://www.cdc.gov/violenceprevention/intimatepartnerviolence/consequences.html>), その他、WHO も DV による経済的コストについて試算している。
(http://www.who.int/violence_injury_prevention/publications/violence/ economic_dimensions/en/)

(28) CDC, “Intimate Partner Violence: Consequences” (<http://www.cdc.gov/violenceprevention/intimatepartnerviolence/consequences.html>)

限らずアメリカ全土で、積極的なDV施策が取られているのは、このようなコスト計算がきちんとされており、予防啓発にコストをかけた方が合理的だという判断によるものであろう。

3. DV事案での警察の対応

(1) 初期の警察の対応～逮捕回避政策

アメリカにおいて、1970年代まではローマ法の影響⁽²⁹⁾もあり、DV事案で通報があった場合、臨場した警察官の役目は、個々の判断で、中立的な仲裁者 (mediator) として当事者の間に入って、両者の話を聞いた上で、警察官の個人的経験に基づいた助言を与えることで、当座の緊張・興奮した状況の沈静化を図ることであり、加害者を逮捕することではなかった。むしろ、家族の分断や被害者の経済的困難を引き起こすとして、加害者の逮捕に消極的であったのである。メディエーションで対応できない場合は、主に加害者の逮捕をほのめかす、当事者の職場の雇用主に連絡するといった脅し、当事者の一方に一晩自宅を離れるように指示して冷却期間を置かせる、地域の公的・私的な支援機関を紹介するといった対応が主であり、警察官が積極的に家庭内の問題に介入することはなかった。

(2) 警察の対応の転換～逮捕強制政策

しかし、DV事案における警察官の不作为が争われたこと⁽³⁰⁾、DVについ

(29) ローマ法に由来する「親指の法理 (rule of thumb)」によれば、親指よりも細い鞭であれば、夫は妻を懲戒することができる権利があるとされた。当初は、親指よりも太い鞭で妻を懲戒しないようにという、妻を保護する趣旨のものであったが、次第に、親指よりも細い鞭であれば妻を懲戒することができることと変わっていった。19世紀に入っても、家庭内の問題は公の介入に馴染まないとして、夫による懲罰権の行使は度を越したものでなければ肯定されていた。

ての社会的認知が高まったこと、各州の法改正でDV事案において相当な理由がある場合に逮捕強制政策（義務的逮捕ともいう。mandatory arrest）が導入されたこと、DV事案では加害者を逮捕することが最も再犯防止効果があるといった調査報告の発表などにより、警察の対応に変化があった。⁽³¹⁾ 訓練を受けた警察官がDV事案に対して適切に対応するようになり、逮捕強制政策が全国的にとられるようになったのである。

(3) DV事案における警察の役割と対応

DV被害者支援にあたって、最も重要なことは、被害者の安全を確保す

(30) Tracy Thurman は、別居中の夫（保護観察中）から生命・身体への脅迫を長期間にわたって再三受けていたので、暴行・脅迫・嫌がらせを禁ずる民事保護命令を得て、警察に保護を求めたが、警察が適切な対応をとることがなかったため、夫によって重い障害を負わされることとなった。そこで、原告 Tracy は、家族関係にない他人からの暴力に対しては、警察は適切に対応するのに、夫あるいは恋人からの暴力に対して警察は適切な対応をとっておらず、平等保護条項に違反する差別的取扱いであるとして、Torrington 市に対して損害賠償を請求した (Tracy Thurman v. City of Torrington, 595 Supp. 1521 (D. Conn. 23 Oct, 1983))。NY でも、DV被害者が法の適切な保護を求めて、NY市警、NY市保護監察局、NY州家裁に対して、同様の訴訟を提起している (Bruno v. Codd, 90 Misc. 2d 1047, 396 N. Y. S. 2d 974 (Supp. Ct. 1977))。DV事件における警察の対応をめぐっては、拙著「DV事件における警察の対応と損害賠償請求訴訟」『法と政治』56巻1・2号7-70頁（2005年）を参照。

(31) 1981年から1982年にかけて実施されたミネアポリス実験では、ミネアポリス警察署が、軽罪のDV事案において、警察官による逮捕、アドバイス・調停、当事者の一時的引き離しのいずれが、同一加害者による再犯防止に効果があるかを調査し、逮捕が最もDVの再犯防止効果があることが明らかになったとされる（柑本美和「DV加害者の処遇プログラム制度についての刑事政策的研究及びDV加害者の治療教育に関する研究」（2004年）や吉川真美子『ドメスティック・バイオレンスとジェンダー～適正手続と被害者保護』149～181頁（世織書房，2007年）を参照のこと）。

ることである。NY州においては、DVに関して義務的逮捕が法で定められており、警察官は、ある人物が家族のメンバーに対して特定の犯罪を犯したと信じるに足る「相当の理由」があるときに、その人物を逮捕しなければならない。警察官は、DV事案の通報があった際にどのような対応を取らなければならないのかマニュアルが整備され、DVに関する研修も受けるようになった。

警察官は、まず、DV事案の通報があれば、速やかに臨場し、加害者が銃や武器を持っていれば取り上げた上で、捜査し、証拠を収集する。近所の人や関係当事者、子どもがいれば子どもにも事情聴取をし、関係当事者から宣誓供述書をとる。ただし、加害者と被害者は可能な限り別々に事情を聴く。その場で犯罪が行われた証拠があれば、写真撮影などにより記録する。被害者に身体的な損害や財産的な損害があるかをチェックする。被害者に対して、保護命令制度について、加害者の今後の刑事手続きの流れ、被害者を保護してくれるシェルター、子どもや被害者の心のケアをしてくれる民間支援団体の紹介などの情報提供も行う。DV事案の場合、警察官は決まった書式(Domestic Incident Report: DIR)に所定の事項を記入する。この書式には、警察官の氏名及び固有のナンバーも明記するので、警察官の対応が不適切であれば、被害者からその警察官が後に訴えられることになる。警察官は、警察官として合理的に疑いのない範囲で対応していれば、後の訴追から免責される⁽³²⁾。

警察官は、DV事案に際して、被害者に対して、加害者を逮捕して欲しいか聞いたり、告訴する意思があるか聞いてはならない。被害者の意見を尊重して逮捕の有無を決めると、後で被害者が「おまえのせいで逮捕された」などと恨みを買ってしまうことにつながるからである。したがって警

(32) “Domestic Violence: Finding Safety and Support”, p41, NYS OPDV, 2018.
(<http://www.opdv.ny.gov/help/fss/fss.pdf>)

警察官が、逮捕の必要性を「相当な理由」から判断する。加害者に責任を取らせる司法制度が取られており、現行犯逮捕に限られないので、被害者に暴力を振るった加害者が、警察官が臨場した際には逃走していた場合であっても、探し出して逮捕することができる。

(4) 義務的逮捕の例外

警察官は、加害者と思われる人を逮捕する。場合によっては当事者双方がケガをしていることもある。両当事者が軽罪に該当する犯罪 (misdemeanor) を主張しているような場合、警察官は、どちらの方が最初に暴力を振るったのか、どちらが主に攻撃していたか、どちらがより重傷を負っているかにより、被害者を判断して、加害者を逮捕する政策をとっている (primary aggressor 方式)。具体的には、より深刻な傷害を相手に与えているか、相手方や家族を脅した又は危害を加えると脅しているか、DVを犯した過去があるか、正当防衛による行為などが考慮されることになり、もし被害者が、加害者からの危害を阻止するために加害者に傷を負わせてしまったときは、何が起こったのか正確に警察に告げる必要がある。

また、ハラスメントのような、命令違反の攻撃については、義務的逮捕の対象にはならない。警察官は、保護命令違反の証言があった場合のみ逮捕できる。警察官は、市民による現行犯逮捕をなす権限について被害者に助言しておく必要がある。警察官は、加害者を現場から物理的に排除することができるが、被害者の申し出 (complaint) により、加害者の逮捕を要求することもできる。⁽³³⁾

(33) “Domestic Violence: Finding Safety and Support”, p41-42, NYS OPDV, 2018. (<http://www.opdv.ny.gov/help/fss/fss.pdf>)

4. 保護命令制度の概要

保護命令とは、DV等の被害者が、加害者から身体的・精神的な危害を受け続ける恐れがあるとき、裁判所が発行する法的保護措置のことをいい、NY州では、Order of Protection と呼ばれている。⁽³⁴⁾ 保護命令は、刑事保護命令と民事保護命令の二つに分類される。

(1) 刑事保護命令とその後の刑事手続

DV事案において、刑法上の犯罪行為が含まれている場合、警察の介入後、「相当な理由」により加害者は逮捕されることになる。⁽³⁵⁾ 地方裁判所から即日のうちに刑事保護命令が発令され、警察官が被害者に刑事保護命令の写しを送達される。刑事保護命令は、公益の代表者としての検察 (District Attorney's Office) が申立人となり、検察官 (Prosecutor や District Attorney と呼ばれる) が主となって刑事手続を進行し、Criminal Court (刑事の第一審の裁判所) に申請を行う。刑事裁判では、合理的疑いを超える程度 (beyond a reasonable doubt) の証明が必要である。たとえ被害者が、加害者の起訴を求めない意思を示したとしても、立件するのに十分な証拠がある場合には、起訴を取り下げず、刑事裁判が進行することになる (起訴に関する no-drop 方針)。この方針により、他人同士の行為であれば犯罪になるような暴力を親密な間柄のパートナーにふるっているのに、罪を免れるといった事例が減少することとなった。

(34) 保護命令の名称について、ニューヨーク州では Order of Protection (「保護」命令) という名称だが、Restraining Order (暴力を「禁止」する) という名称がつけられている所もある。NY州は、1962年に全米で初めて保護命令に関する法制度を整備した州である。

(35) “Domestic Violence: Finding Safety and Support”, p43-44, NYS OPDV, 2018. (<http://www.opdv.ny.gov/help/fss/fss.pdf>)

このように、加害者に責任をとらせる司法制度が取られており、被害者は、証人として法廷で発言し、被害者影響陳述 (Victim Impact Statement) により、被害の実状、後遺症、現在の気持ち等について、裁判官に口頭又は書面で陳述する機会が与えられる。DV 事案の場合、その犯罪行為の大半が軽罪 (misdemeanor) に該当し、1 年以下の禁錮又は罰金、被害者への接近禁止、必要に応じて、アルコール・薬物中毒回復プログラムや親業カウンセリング、加害者プログラムの受講、保護観察処分などから裁判官が選択した刑罰が科せられることになる。

(2) 民事保護命令

民事保護命令は、被害者本人が申立人となり Family Court (家庭裁判所) に申請するものをいい、家庭裁判所における離婚手続の際に合わせて出してもらうこともできる。子どもの親権、面会交流、養育費のことなどまとめて対応してもらう場合である。家庭裁判所の離婚手続でもめた場合は、最終的には Supreme Court で保護命令を最終のものにすることができる。

また、民事保護命令には、緊急保護命令 (Temporary Order of Protection: 一時保護命令、暫定的保護命令と訳されることもある) と最終的な保護命令の二つがある。緊急保護命令の場合、被害者保護の必要性が高いなど、保護命令の発令に必要な相当理由 (good cause) があると裁判官が判断すれば、保護命令の申請をした当日に発令される。この緊急保護命令は、通常、裁判所の設定した開廷期日までが有効期限となる。加害者の審尋を経て、裁判官が、双方の意見や証拠を吟味した後に、保護命令を最終的なものにするか否かについての判断を行う。加害者が保護命令の発令に同意した場合も、保護命令は最終的なものになる。保護命令の有効期限は、原則として 2 年であるが、2017 年の刑事訴訟法改正で、重罪の有罪判決

があった場合は8年、軽犯罪の有罪判決があった場合は5年、その他の全ての犯罪・違反については2年の延長が認められている⁽³⁶⁾。被害者が提出した保護命令申立書 (Family Offense Petition) の中に、加害者が身体的傷害を加えた事実がある、加害者が火器等の武器を使用した、過去に加害者が保護命令に従わなかった経歴がある、被害者に対して暴力の前科があるといった加重事由 (aggravating circumstances) がある場合、最初から5年の有効期限で申請することができる⁽³⁷⁾。

(3) 保護命令の内容と実効性の確保

保護命令の内容として、被害者やその子どもに対して更なる暴力をふるうことを禁止する、被害者やその家族・子どもへの接近・接触を禁止する、被害者と生活を共にする住居から退去することを命ずる (退去時には警察官が同行し、引越しに立ち会う)、加害者が所持している火器の提出及びこれ以上火器を購入することを禁止する・銃所持のライセンスの提出を命じる⁽³⁸⁾、加害者にDV加害者プログラムへの参加を命令する、といったものがある⁽³⁹⁾。保護命令の発令は、裁判所の執行官が、警察官と共に、加害者本人の手元に送達し、保護命令の発令の事実と注意事項、禁止事項についての説明を行う。なお、保護命令の裁判管轄 (jurisdiction) は、DV行為が発生した場所、被害者の居住地、加害者の居住地のいずれかの場所にある

(36) Criminal Procedure Law §§ 530.12(5); 530.13(4). (https://opdv.ny.gov/law/summ_year/sum17.html)

(37) NY Fam. Ct. Act § 827(a)(vii), § 828(1)(a), (3), § 842.

(38) Penal Law § 265(17)c; Criminal Procedure Law § 370.15; Criminal Procedure Law § 380.97; Criminal Procedure Law § 530.14; Family Court Act § 842-a; Penal Law § 400.00(1)(c).

(https://opdv.ny.gov/law/summ_year/sum18.html)

(39) NY Fam. Ct. Act § 842, NY RPL § 227 c(1).

裁判所である。

NY州法では、保護命令に従わなければならないのは加害者のみである。被害者自ら、加害者に接触し、コミュニケーションを取ったとしても、被害者を逮捕することはできない。場合によっては、被害者側から、子どもの誕生日に加害者を自宅に呼ぶといった働きかけをすることもあるが、被害者が逮捕されることはない。申請者本人は、保護命令の内容を変更することもできる。保護命令の実効性を確保するために、保護命令違反に対して法廷侮辱罪 (Contempt of Court) が適用され、犯罪として明確化されている。個々の事案に応じて民事的な制裁と刑事的な制裁のうち、より効果的な方が選択される必要があり、柔軟に判断できるようにしておくことで、被害者の安全確保が十全なものとなる。また、保護命令は、発行された州・地域にかかわらず、どの州や郡でも有効であり、全州で、他州の発行した保護命令が誠実に遵守される。⁽⁴⁰⁾

5. DV 施策の今後と DV 加害者対応

(1) 被害者のニーズに合った支援を

日本においては、DV 被害者は、まずは安全を確保することが最優先とされ、とにかく加害者の元から去らせる支援が行われてきた。しかし、多くの公的シェルター（一時保護所）では、入居できる期間が2週間程度と短期間であり、生活再建への支援も手厚いとは言いがたい。被害者を加害者の元から去らせるという支援のあり方では、DV 撲滅への根本的な解決方法とはならない。被害者の自立が困難である現状では、被害者の孤立を招き、結局加害者の元に戻ってしまう可能性も高いし、被害者の中には加害者との同居を望む者もいる。また、被害者が加害者の元に戻らないと

(40) “Domestic Violence: Finding Safety and Support”, NYS OPDV, 2018.
(<http://www.opdv.ny.gov/help/fss/fss.pdf>)

しても、加害者が新たな被害者を見つけて暴力をふるう可能性も否定できない。被害者の支援だけでは、加害行為そのものの減少にはつながらず、被害者を加害者から分離するという現状の支援のあり方に限界がある。全てのDV被害者が、加害者から逃げて新たな生活を始めたいと思っているわけではないし、暴力をふるわないのであれば同居を続けたいと考える者もいるであろう。

(2) DVコートと加害者プログラム受講の仕組み作り

被害者支援をする立場からは、DV加害者を厳罰に処す司法制度こそが必要であるとか、加害者に社会的資源を割くよりも、今なお不十分な被害者支援をもっと充実させるべきである、加害者プログラムを受講したことが、後の親権争いや離婚手続で「DVが治った」言い訳に用いられる、といった批判がある。DVの犯罪化が、社会にDVは許されないものであるとのメッセージを発信し、DVについての理解を深めることに資する可能性は高いが、加害者に刑罰を与えても、数年すれば社会に戻り、また同様の行為を続ける可能性が高いし、刑務所の過剰収容の問題を抱える多くの国では、加害者全てを刑務所に収監すること自体に無理がある。

とすれば、専門的知識を持った裁判官のもとで、民事・刑事・家事の問題を統合的に判断してくれるDVコートのような場において判断が下し、司法による監視の下で、加害者にプログラムを受講させることが、当事者間の紛争解決の一手法であり、被害者支援の一環といえる。加害者に対して、警察官などの第三者が間に入って仲裁するという手法（メディエーション）では、加害者の責任の所在を不明確にするばかりか、被害者にも「悪いところがあったのだから歩み寄れ」という姿勢を押しつけることになり、妥当ではない。

加害者プログラム実施の目的は、加害者にDV加害者プログラムを受講

させることによって、暴力について学ぶこと、自分の行為がDVであるという認識をもたせること、自分が加害者であるという自覚をもたせること、被害者や家族にどのような影響があったのかを理解させること、被害者に対する責任を自覚させること、自らの認知・行動を変える動機付けとなること、被害者の安全確保につなげることである。離婚手続におけるDVの評価については、保護命令を発令する地方裁判所と離婚手続を取扱う家庭裁判所との連携の問題であり、加害者プログラムの抱える問題ではない。

加害者プログラムは、適切に実施した場合の有効性は確認され、シンガポールや台湾、アメリカ、ニュージーランド、カナダなど、多くの諸外国で公的枠組みの元で施行されている。アメリカの多くの州でも、刑罰に代わる代替措置(Diversion)として、加害者プログラムの受講が裁判所命令により義務づけられている。⁽⁴¹⁾

多くの国では、刑務所の過剰収容の問題や家計支持者の逮捕により被害母子が困窮する問題があり、加害者に対して、刑事罰の代わりに執行猶予付保護観察をつけ、行動を監視しつつ、加害者プログラムを受講させ、加害者教育と治療を行い、さらに保護命令を組み合わせた対応を行っている。そして、被害者に対しては、FJCのようなワンストップセンターで、裁判所・警察・検察・民間支援団体などが連携して支援を行い、カウンセリングや様々な支援を行っている。加害者を刑務所に収監するよりも、社会で働く加害者を監視しつつ、加害者プログラムを受講させることで、被害者の生活の保障ができるし、税金の節約、コストの削減にもつながる。DVは犯罪であり、配偶者・パートナーへの暴力は、個人的な問題ではない。

(41) 加害者プログラムの分類やカナダ・アルバータ州における加害者プログラムの受講を支える仕組みについては、拙著「DV被害者支援につながる加害者への働きかけをどう行うか」『亜細亜女性法学』20号61-82頁(2017年)を参照。

DV 加害者は、他の暴力犯罪の加害者と全く同じ刑事手続によって処罰されるべきであり、アメリカでは、DV コートのような専門的な機関が、刑事裁判、離婚手続、子どもの監護権・親権、養育費、配偶者の扶養・損害賠償・財産分与、これら全てについて同じ裁判官が判断できるような制度を整えられている。

日本においても、加害者プログラムを導入している団体もあるが、⁽⁴²⁾加害者プログラムの実施は、あくまでも被害者のための制度であるということをおぼろげに忘れてはならない。プログラムで直接働きかけ、認知や行動の変容を促す相手は加害者であっても、真のクライアントは加害者と同居する被害者やその子どもなのである。加害者の抱える様々な問題の一つずつ認識し、解決していくことで、暴力を用いずに良い関係性を築くことができるようになる。結果として、被害者のニーズに沿うことになる。

しかし日本では、DV が犯罪化されておらず、加害者プログラムの受講を義務づける法的根拠は存在しない。まず、「DV は犯罪である」ということについて社会的認識を高め、個人の問題ではなく社会の問題であるとの認識をもつ必要がある。加害者に責任を取らせるために、DV を犯罪化し、加害者プログラムの受講を裁判所命令で義務づけることも可能にするべきである。もしくは、少なくとも保護命令に違反した者に対して、裁判所命令でプログラムの受講を命ずることを可能にするべきである。また、裁判所や検察官、警察官、自治体の窓口職員など、DV 被害者と接する可能性のある者は DV についての専門的なトレーニングを受け、DV につい

(42) たとえば、東京都千代田区のアウェア (<http://aware.exblog.jp/i6/>)、RRP 研究会 (<http://www.rrpken.jp/index.html>)、名古屋市の DV 防止教育センター (<http://dvpec.exblog.jp/>)、大阪市の非暴力ルーム・大阪 NOVO (<https://novohibouryoku.jimdo.com/>)、沖縄県那覇市の更生保護法人がじゅまる (<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/heiwanadanjo/danjo/13865.html>) など。

ての理解，DV が被害者や子どもの身体や精神に及ぼす影響について学ぶべきである。DV 被害者と子どもの安全確保が最優先事項であり，そのために様々な機関が連携・協働して地域に根付いたサービスを提供し，カウンセリング等を通じて被害者を支え，被害者の精神的・経済的自立を促すための支援を行うと同時に，加害者に対してもカウンセリングや加害者プログラムを通じて働きかけをし，DV についての理解を深めさせ，心理的暴力の否認，矮小化，責任転嫁する加害者の心理に介入し，被害者の気持ちを考えさせるワークや責任の取り方を示すことで，認知や行動の変容を促すといったことが必要である。DV 加害者に責任を取らせる司法制度を採用し，十分な証拠のある事例では刑事罰を科す。重大な犯罪であれば刑事施設への収容及び施設内でのプログラムの受講をさせ，重大な犯罪でない場合は，刑事施設への収容の代わりに，保護観察付執行猶予に加えて，加害者プログラムの受講を命ずる。その際，警察官や裁判官，保護観察官などの十全な司法による監視でもってプログラムの出席を確保する必要がある。警察や裁判所などの公的な機関が，被害者と子どもの安全を守るために積極的に働きかけなければ，保護命令や加害者プログラムはうまく機能しないばかりか，かえって被害者の身の安全を阻害することにつながるし，医療費の支出や労働生産性の低下など，DV 関連の直接的・間接的な経済的コストがかさむ結果となる。被害者の選択肢を増やすためにも，加害者プログラムの導入を積極的に検討し，公的枠組みの元で施行すべきである。日本も「逃がす」支援一辺倒ではなく，「社会全体で守る」支援に切り替えていく必要がある。

(3) 加害者の危険度チェックの導入

どの加害者プログラムが有効かということを議論することももちろん重要だが，その前に，どのような加害者に介入するのか，どういう事例で介

入した方がいいのか。介入するための加害者像はどんな人か。加害者及び加害行為の危険度を判断する客観的な指標があれば、加害者に介入するまでは至らないにしても、被害者の一時保護の基準の一つともなりうるし、客観的な指標に基づいて判断することで、介入する側も、介入を正当化できる。日本においても、どこから誰に通報しても、一定の基準以上の点数になる家族に対しては公的に介入する仕組みが整えていく必要がある⁽⁴³⁾。このような客観的指標について、日本でも、ストーカー対策の場合、警察庁は、ストーカーの診断にあたっている精神科医などの協力を得て作成したストーカー危険度判定チェック⁽⁴⁴⁾を用いて、介入の可否を判断している⁽⁴⁵⁾。

(43) 例えば、ニュージーランドでは、ハイリスクファミリーの判断基準として、母親の年齢が若年である（18歳以下）、子どもの数が多い、父親が失業中である、父親が暴力的な犯罪で逮捕歴がある、父親にアルコール依存・ギャンブル依存がある、父親に借金がある、などの基準があり、25点以上に達すると、公的機関が家庭訪問し、家族の安全を確認するという仕組みがある。また、アメリカの Family Justice Center 創設者の Casey Gwinn 氏によると、DV の危険度チェックの一つとして、「首絞め行為」を挙げ、家族への介入の判断基準としているとのことであった。このような分かりやすい基準を打ち立てて、どこに相談に行っても、アセスメントの結果、一定の基準以上であれば介入がスタートする仕組み作りが必要となる。ニュージーランドの DV 施策については、拙著「ニュージーランドにおける DV 防止法と暴力防止プログラム」『法は DV 被害者を救えるか～法分野協働と国際比較』270-291頁（商事法務、2013年）を参照。

(44) NPO 法人ヒューマニティ理事長の小早川明子さんによると、ストーカー加害者の特徴は、「被害者意識を持っている」、「確固たる心理的動機があり、正当性を妄想的に信じ込む」、「相手を一方的に追い詰め、苦しめていることを自覚しながらも、相手に好意を持たれる望みをかける」、「その望みが絶たれた時、心のバランスは憎しみに反転、自殺又は相手を殺害することもある」だという。これを踏まえて、被害者は、自身がストーキング行為の被害度のどの段階に入るのか、①マナー違反の段階、②不法行為の段階、③刑事事件の段階のどこにいるのかを確定する必要がある。そして、被害の程度とは別に、加害者の内面の危険度を量る。「やり直した

DV とストーカーは、親密な間柄で起こることが多い、同様の構造にあるのであるから、DV も同様の判断基準を用いれば良い。

被害者支援に当たっては、DV を発見し、アセスメントするために、加害者行動の研究、つまり、加害者はこういう発言や行動をしがち、という研究を日本でもっと進める必要がある。この点、アメリカの加害者臨床の専門家のランディ・バンククロフトは、加害者の特徴として、行動面では「パートナーに対する支配の押し付け」、態度面では「特権意識」を持っていることを挙げている。支配は、批判、言葉による虐待、経済的支配、

い」「一度だけ会ってほしい」などと「お願い」してくる場合はリスク（可能性）の段階であるが、別れて2か月以上経っても「会いたい」と言ってくる場合は、次のデンジャー（危険）の段階になり、「謝れ、金を返せ、責任をとれ、帰ってこい、話し合え」などと、「お願い」ではなく「要求」に変わってくるという。あくまでも本人は正当な要求だと思っているので、付き合っていた時の些細な出来事を蒸し返して「要求」してくるが、被害者に電話を着信拒否されたり、警察から注意・警告されたりすると、さらに自身が攻撃された、馬鹿にされたという思いを深め、最後のポイズン（有毒性）の段階になる。「自分の望みはもう絶たれた。もう2度と相手と会うことはできない」と絶望し、「要求」から一気に「復讐」へと変化し、言動も「殺してやる」との脅しや住居侵入、名誉毀損などの犯罪を行うようになる。このポイズンの段階に至ると、一旦加害者を被害者から物理的に引き離し、距離を作らないと危険は防げないという。（公益社団法人被害者サポートセンターおかやまVSCO「ストーカー被害から命を守る」講演より）（<http://vsco.info/suto-ka-140705kouenn.html>）

- (45) 警察庁により作成された危険度チェックシートは、殺人など凶悪な行為に及ぶ人物は、「被害妄想があり疑い深い」、「自分は特別な存在だという意識がある」、「罪悪感が薄い」といった特徴があるという医学的見解に基づき、全国のおよそ3000件のストーカー事件のデータを分析して作られ、加害者の性格や特徴に加え、犯罪歴の有無、被害者の性格などの40項目をチェックし、4段階で危険度を判定する仕組みだという（NHK ニュース2013年11月18日「新たなストーカー対策導入へ。警察庁」より）（http://www.jinken.ne.jp/flat_topics/2013/11/nhk_2.html）

孤立、残虐行為、その他様々な手口の組み合わせで行われ、このような支配の押し付けは、同棲開始、結婚、最初の妊娠、第一子の誕生などを契機に、関係の初期段階に表面化し、徐々に激化するという。特権意識をもつ加害者は、自分の特権的立場を守るために手段を講じることは正当だと考えており、必要だと思えば、身体的威嚇も辞さないし、パートナーは自分自身の要求を満足させることが家庭生活の中心だという意識を持っている。つまり、物質的・感情的・性的な面において奉仕されるのを当然のこととして期待し、自分の要求が家庭で最優先されるべき事項だと考えている。また、加害者は、子どもに身体的・性的虐待をしない親に比べて、「横暴で育児に怠慢という傾向が明らかに見られ」、「母親の権威を失墜させたり、養育能力に支障をきたさせたりして、大事な母子関係を変質させてしまう」、と言った傾向にあると述べている。⁽⁴⁶⁾

日本においても、加害者の危険度や被害者保護の必要性についての客観的な基準作りと、警察やDVセンター、婦人相談所や児童相談所が適切に協働・連携して、家庭に介入する仕組みを構築する必要がある。

(4) 日本のDV施策のこれから

日本のDV被害者支援は、どの段階でどのような支援どの程度を行うかということが整理されておらず、自治体の自由裁量に任されていること、DVセンターで行われている支援の内容・質が、あるべき被害者支援のレベルに達していないことが課題と言える。⁽⁴⁷⁾

(46) ランディ・バンクロフト／ジェイ・G・シルバーマン著、幾島幸子訳『DVにさらされる子どもたち～加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』15-37頁（金剛出版、2004年）

(47) 国際的な水準としては、2011年5月に採択、2014年8月から施行されたイスタンブール条約（正式名称：欧州評議会 女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの防止およびこれとの闘いに関する条約）

公的シェルター（一時保護所）では、一時保護の期間についてもなぜか2週間と固定されているだけでなく、一時保護に関する明確な入所基準もないので、身体的暴力を受けたという緊急性がない、精神疾患・障害がある、夫が逮捕・勾留されている、退所後の行き先が決まっていない、所持金がない（一定額以上の所持金がある場合も断られることもある）、集団生活に馴染まない、ペットを連れていたと言った理由があることで、一時保護を断られる人が多い。公的シェルターは、加害者からの追及を考慮し、警察による「DV 被害者であることの証明」があり、いわゆる「問題のない」被害者のみを一時保護するだけなど、提供されるべき必要な支援のほんの一部分しか提供できていない。公的シェルターに入所したら、携帯電話・スマートフォンを取り上げられる、外出禁止だということが周知され始め、入所を希望しない人が続出している。自治体の施策評価で、一時保護件数が減少したことをもって、DV 支援を必要としている人が減少した、DV 施策が効果的だったと評価する県すらあると聞く。また、「他法他施策優先の原則」⁽⁴⁸⁾により、DV 被害者でも高齢者や障害者など他のカテゴリー

が参考になる。2018年10月現在の締約国は33か国となっており、EU 加盟国以外でも批准が可能である。欧州評議会のオブザーバー国を務めている日本が批准し、女性に対する暴力の撲滅宣言をすることももちろん可能である。

(48) 厚生労働省は、売春防止法、DV 防止法、人身取引対策行動計画、ストーカー規制法を根拠法として、婦人保護事業の対象女性を定めており、その要件は、① 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者、② 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者、③ 配偶者からの暴力を受けた者（事実婚を含む）、④ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者、⑤ 人身取引被害者、⑥ ストーカー被害者のどれかに該当することである。（厚生労働省「婦人保護事業の現状につ

に当てはまる人の場合は、そちらの施設に回されてしまうが、高齢者施設や障害者施設に入所してDV被害者向けの支援がなされるかという点と不明である。「婦人」保護事業の一環であるために、性的少数者である場合の入所に関しても、自治体によって判断が異なるが、身体的に女性であれば入所を認め、身体的に男性であれば入所を断ることが多いという。

ここ数年、財政面の問題や運営側の高齢化、人材不足により、心ならずもシェルター運営から撤退する民間団体も増えてきている。民間団体は、先駆性、柔軟性、迅速性、地域性がその特徴であり、国の施策がない状態でも、必要に迫られて、地域の社会資源をコーディネートしながら、被害者の代弁、権利擁護、ソーシャルワーク機能など、被害者のニーズに合わせた支援を行ってきた。民間団体を「下請け業者」のように委託する上下の関係ではなく、対等の関係にある支援者として、現場の声に耳を傾け、国や自治体が財政的に必要な費用を支弁すべきである。緊急段階の生命・安全の確保としての一時保護と中長期段階の自立支援としてのステップハウス、就労支援等へのつながりがなければ、「切れ目のない支援」とはならないし、被害者支援として適切に機能しているとはいえない。

保護命令の種類についても、現在の退去命令と接近禁止命令の二つだけでは不十分であり、緊急保護命令の創設、保護命令の対象となる者を増やすこと、被害者への損害賠償や子どもの養育費の負担、被害者の住居費の支払い（もしくは引越し費用の負担）、弁護士費用の負担その他、被害者自身が選択できる内容を増やすべきである。そして、保護命令の発令や離

いて」第1回困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会、2018年7月30日）より）。つまり、DV被害者は、単純に考えると、③の要件に当てはまると考えられるが、現場では、DVの事実があることの公的証明がないために、各自治体が④の要件で対応し、「他法他施策がない」ことが保護の要件として必要になってくるのであろう。結局、警察からリファーされたものばかりが、一時保護の件数にあがることになる。

婚手続・子どもの親権や養育費支払いといった手続を、専門知識のある1人の裁判官が判断できる仕組みを作ることが必要である。少なくとも、家庭裁判所と地方裁判所の連携を密にし、一つの家庭のもめごとに対して、同じ裁判官が判断できる仕組みを作っていく必要がある。アメリカのDV施策も、政権が変われば予算の問題に直面することにはなるものの、社会資源の多さ、特にボランティアによる支援の豊富さ、関係諸機関の連携の濃さなど、DVの問題を社会の問題として取組んでいる姿勢は非常に評価すべき点である。DVの問題は教育、福祉、税制、雇用、住環境など様々な面に波及する問題であり、政策課題の優先順位を上げるべきである。そして、日本も寄付のしやすい税制改革や労働環境の改善など、社会全体の問題として取組んでいく必要がある。

*本研究は、関西福祉科学大学研究創成支援制度（研究課題：DVの再加害防止に向けた法制度の国際比較検討）の助成を受けて実施したものである。

DV防止法の課題と加害者への働きかけのあり方
～ニューヨーク州のDV施策を手掛かりに

松村歌子

要約

2001年に制定されたDV防止法により、DV（ドメスティック・バイオレンス）という用語に対する社会の認知も上がり、被害者支援団体の草の根の活動や自治体との連携により、被害の防止と被害者支援に一定の成果を上げている。これまでのような、家の中で起きている私的な事柄に国家は口を出さない、という発想が多少なりとも是正され、被害を訴え出ることが可能になったし、声を上げさえすれば支援につながる仕組みが充実してきたものの、保護の対象者の範囲が限定されている、保護命令の対象となるDVの定義が狭い、保護命令の種類・内容が不十分、緊急時の保護命令がない、DVが犯罪化されておらず、加害者の責任は保護命令違反のときに問えるに過ぎず、加害者への対応が不十分、加害者プログラムが公的に行われていない、被害者支援に関して自治体間格差が大きい、中長期の自立支援、心理的ケアが不十分といった課題が今なお残る。

DV防止法は、「配偶者の暴力の防止」と「被害者の保護」を中心とする法であり、被害者が加害者の元から離れることを前提とした施策が中心となっているが、そもそもなぜ被害を受けた側がすべてを捨てて逃げなければならないのか。被害者支援や保護命令制度の実効性を担保するためには、現状の被害者支援をさらに充実させることはもちろん、加害者に対して適切な働きかけをすることが重要となる。暴力を肯定する人生を歩んできた人は、他者とのコミュニケーションツールとして暴力以外の方法を持たないことも多い。考え方や価値観、人間関係が、暴力を肯定するものになっていた人に対して、暴力以外の問題解決手法があること、選択肢を提示していく働きかけが必要になる。そこで本稿では、被害者支援につながる加害者への働きかけのあり方について検討する。また、アメリカ、特にニューヨーク州のDV施策や司法制度を参考に、今後の日本のDV施策への示唆とする。

はじめに ～DV 防止法の制定と課題

1. 加害者の処遇のあり方
2. NY 州における DV の現状と DV 対策
3. DV 事案での警察の対応
4. 保護命令制度の概要
5. DV 施策の今後と DV 加害者対応

論
説

キーワード

DV 防止法, 保護命令, 加害者, 暴力防止, 被害者支援

The Problem of Domestic Violence Act and how
to treat the batterer:
Focusing on the DV policy of New York State

Utako MATSUMURA

Abstract

Since the Domestic Violence Prevention Act was established in 2001, it can be said that social recognition to “Domestic Violence” rose. A DV policy is rewarded with fixed good results for victim support and prevent the violence because of activities of the civil support groups and coordinate on the problem with local government. The idea that the Government should not interrupt the private matter which has occurred in the house was corrected a little. A victim became possible to complain of damage out. When she complains of damage out, the mechanism to get in touch with support has enriched. However, the following problem is still left, that is, the reach of the protected person is limited. A definition of DV is small. The contents of protection order are insufficient. There is no emergency protection order. DV isn’t criminated. Correspondence to the batterer is insufficient. A batterer program isn’t performed publicly. There is a big difference between local governments. Mid-term and long-term independent support and psychological care are insufficient.

The central part of DV policy in Japan is to prevent the violence from spousal and to ensure the safety of victim. But why the victim has to escape? It is necessary for the victim support to treat the batterer appropriately. The batterer always uses the violence in his life, and many of them don’t have the communication tool except the violence. It is necessary to teach them the technique to solve the problem without using the violence.

In this article, I will consider that how to treat the batterer for the victim support. And I will consider the best way of the DV policy in Japan, focusing on the DV policy of New York State and USA.

Introduction ~ Domestic Violence Prevention Act and the problem

1. How to approach the batterer
2. Statistics and the DV policy in New York State
3. Correspondence of the police in DV case
4. The contents of Protection Order System
5. DV policy from now and how to treat the batterer

論

説

Key Word

Domestic Violence Prevention Act, Protection Order, Batterer, Violence Prevention, victim support